

(公印省略)

介高第30154-1号

令和6年10月30日

各高齢者施設・事業所

設置者・管理者 様

群馬県健康福祉部長 中島 高志

(福祉局介護高齢課)

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取り組みの徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者に対する虐待の防止については、かねてより各施設・事業所における取組の徹底をお願いしてきたところです。しかしながら、今年度は例年にも増して養介護施設従事者等による高齢者虐待事案の発生が相次いで報告されております。また、全国的にも令和4年度の虐待判断事案が過去最多を更新するなど、依然として増加傾向にあり、誠に憂慮すべき状況にあります。

利用者に寄り添って支援すべき立場にある施設・事業所の職員による虐待行為は、介護サービス全体の信用を失墜させるものであるとともに、高齢者の尊厳と安全を著しく損なうものであり、決してあってはならないことです。

つきましては、貴施設・事業所において、下記の点について再度徹底していただくようお願い申し上げます。

記

1 職員研修の強化

各施設・事業所の開設者及び管理者は、高齢者の虐待は高齢者の尊厳の保持、福祉の増進の観点からいかなる理由があろうと許される行為ではないことを再認識し、全ての職員に対し、高齢者虐待防止に関する研修を定期的 to 実施し、虐待の定義や具体的な事例、対応策について理解を深めること（別添資料）。

2 組織としての体制整備

組織として虐待を防ぐ仕組みを構築するため、日頃から職員相互で指摘・相談し合える関係づくりや、仕事上の悩みを部下が上司に速やかに相談・報告できる環境を整えること。ま

た、虐待が発生した場合やその疑いがある場合に迅速に対応できるよう、通報体制を整備し、職員や入居者、その家族が安心して相談できる環境を整えること。

3 定期的な自己点検

施設内で定期的に自己点検を行い、虐待の予防策や対応策が適切に実施されているか確認し、必要に応じて改善を行うこと。

4 適切な人員配置

適切な人員配置を確保し、職員の負担を軽減することで、ストレスや過労による不適切な行為の発生を防止すること。

5 運営基準における虐待防止措置義務の遵守（介護保険施設・事業所）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止については、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者を対象に、高齢者虐待防止措置（虐待の発生又はその発生を防止するための委員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を義務付け、3年間の経過措置期間を経て、令和6年4月より義務化された。

担当：介護高齢課

福祉施設係 027-226-2569

保健・居住施設係 027-226-2566

居宅サービス係 027-226-2574

(別添資料)

○高齢者虐待の類型

区 分	内 容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。	・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させるなどして、身体拘束又は行動の抑制をする。
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられず、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・本人が必要とする介護・医療サービスを、制限したり使わせない。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。	・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。

○養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲は次のとおり。

区 分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に（※）従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

＜上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応＞

「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、上記の限定列举となっています。

このため、上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。

(有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等)

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。